佐賀県告示第百三十六号

道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 次の

とおり道路の供用を開始する。

供する。 三十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に その区間を表示した図面は、平成二十二年三月三十日から平成二十二年四月

平成二十二年三月三十日

佐賀県知事 古 川

康

鷹 県 島 道 肥 前 線	路線名
官公有無番地先(長崎県松浦市鷹宮公有無番地先(長崎県松浦市鷹島町神崎免字真立一六〇六番一地店津市肥前町星賀字辰入甲二一七吉津市肥前町星賀字辰入甲二一七古番一地先おら	供用開始の区間
平成二二・三・三〇	供用開始の期日